

# 消防デジタル無線談合

## 全国にさきがけ 岐阜県内

### 7自治体に対し一斉住民監査請求

「くらし・しぜん・いのち 岐阜県民ネットワーク」と「名古屋市民オンブズマン」は、消防デジタル無線談合が確定したにもかかわらず、いまだに業者に請求していない岐阜県内7消防本部(下呂市・揖斐郡・中津川市・中濃・山県市・羽島郡・岐阜市)に対し、契約額の20%、合計4億2106万6400円を契約業者及び談合業者に請求せよとする住民監査請求を18/3/5に郵送で行いました。

### 消防デジタル無線談合 3社107消防は課徴金確定済

2017年2月2日に、公正取引委員会は消防救急デジタル無線機器談合に関し、5社249消防本部契約分で談合があったとして、4社236消防本部契約分に対して課徴金納付命令を出しました。(日立国際電気13消防本部は談合は認めたものの、課徴金は免除)富士通ゼネラルは提訴しましたが、沖電気(83消防本部)・日本電気(9消防本部)・日本無線(15消防本部)は確定しました。

### 全国に住民監査請求

### 求呼びかけ

談合が確定したにもかかわらず、各消防本部が違約金を業者に請求しないのはおかしいと、全国市民オンブズマン連絡会議が住民監査請求を呼びかけています。

### 「代理店」経由の談合も請求可能

今回の特徴は、羽島郡を除く6消防本部は談合した沖電気と直接契約したわけではなく、沖電気の代理店と契約しています。しかし、2017年2月2日公取命令の中で「代理店等に落札させる場合には当該代理店等と相談して決定するなど」とあり、代理店は製造業者と共に入札談合を行っていたので、独占禁止法3条違反として不法行為責任を負う(製造業者は代理店とは共同不法行為となる)と考えて、沖電気ならびに代理店双方に請求するよう求めています。

### 契約書に違約金10%→20%請求

岐阜県内の他消防本部では「談合した場合20%の損害賠償請求」と記載されており、岐阜県の談合の損害の「相場」であると考え、本件の住民監査請求ではいずれも20%の損害賠償請求を行っています。

### 愛知・尾三消防組合にも

同様に談合が確定した愛知県の尾三消防組合にも、今後住民監査請求を行います。

### 9/1-2新潟での全国大会で発表

記者会見を行った、名古屋市民オンブズマンの新海聡弁護士は、「果たして『契約当事者と談合当事者が違うから契約上の責任は問えない』のか。今後、住民監査請求ならびに住民訴訟で問いたい。また、全国各地にも同様の住民監査請求を呼びかけたい。2018/9/1-2に新潟市で行う全国大会で、各地の追及ならびに『今どきの入札・今どきの談合』について追加調査・発表したい」としました。



## 名古屋城天守閣木造化は泥沼化

### 絵にも描けない名古屋城木造化

### 隠ぺいと6枚舌で実施設計予算通す

河村たかし名古屋市長が強引に推し進める名古屋城天守閣木造化ですが、情報隠ぺいと「6枚舌」により強引に実施設計予算と木材製材予算は通したものの、事実上ストップがかかっています。

しかし、名古屋城に関しては特別会計の「名古屋城天守閣会計」を作っており、市長査定を大幅に超える部分の予算を組むことが可能となっております。

### いきなり木材調達予算95億円計上

18/2/9、名古屋市は平成30年度予算(草案)を公表しました。新規事業として、名古屋城天守閣の整備34億9500万円を計上しました。財政局査定ではゼロ査定だった「実施設計8億6000万円、設計監理等支援業務委託4350万円、史跡内仮設工事9300万円」が市長査定で復活していただけてなく、いきなり「木材の製材」として22億1150万円(債務負担行為 H31-34年度 73億1100万円)が計上されておりました。(上記と別途、平成29年度11月補正の天守台石垣調査 債務負担行為2億8700万円を計上)

名古屋市民オンブズマンの担当者に18/2/9に電話で確認したところ、「木材の製材については、予算要求内容の公開とりまとめ時には間に合わなかった。その後、観光文化交流局から要求が出てきたために、市民に公開されることなく、意見も募集しなかった。一般の市民にとっては、今回の草案ではじめて目にしたことになる。」と説明しました。

市長査定で認められるのは、例年は一般財源約21億円です。

### パブコメ学習会開催

18/2/8「名古屋城天守を戦後復興市民のシンボルに」という団体が、特別史跡名古屋城跡保存活用計画案パブリックコメント学習会を行いました。https://www.facebook.com/1740949266229351/ 名古屋市民オンブズマンの内田隆がそもそもパブコメとは何か、さらに、名古屋城の憲法ともいえる現在有効な「全体整備計画」から「保存活用計画」に変更されようとしていることを説明しました。

内田さんは、「上記保存活用計画には、初めて天守閣の整備方針を木造復元とする大転換にもかかわらず、耐震改修・長寿命化との比較がきちんとおこなわれておらず、資金計画も全く書かれていない。時代設定がバラバラなど、多数の問題点を抱えている」と説明しました。

さらに、「市民説明会が6回あったが、保存活用計画の重要性や、なぜパブコメを行っているかなどの説明はなかった。会場から意見を言った人の9割は反対意見だった。市は名古屋城の敷地に来た人の半分しか天守閣に登れないという試算を出している、木造天守閣を国宝にする方法は不明など、極めて杜撰なものだ。」としました。

### 瀬口座長「市の説明は詭弁に過ぎない」

18/2/14、特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(第8回)が行われました。

はじめに、天守台石垣周辺調査について名古屋市から説明がありました。

その説明が終わった後、天守閣部会の座長である瀬口哲夫氏は、「手元に石垣部会から市長と西野所長あての18/1/17付けの書類がある。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180117-1.pdf 石垣部会はなぜ再開したのか。

当該書類には、②『市としては、私の発言のように、石垣部会は見学者の安全性を軽視する姿勢にあるとは全く認識しておらず、事業を推進する部局としても遺憾であるとの、組織としての意思表示があったことを肯定的に評価する』ということも石垣部会が言っている。私の発言は、西野所長は私の発言に対して、遺憾であったという意思表示をしたのか。」と西野所長に問いました。

西野所長は「瀬口座長のご見解が『石垣部会が石垣の安全性を考えていない』というふうには、名古屋市が認識しているとは全く申し上げておりませんので、私どもとしては、ただ『石垣部会は石垣の安全性を考えていない』ということだけを石垣部会に申し上げたということでございます。」と述べましたが、瀬口座長は「詭弁だと思います。そういうふう

日程 : 名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2018年4月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
4	23	月	10:40-	半田元県議政務活動費住民訴訟第14回弁論	名古屋地裁1102号法廷
9	1-2	土日	13:00-	第25回全国市民オンブズマン新潟大会	新潟・ユニゾンプラザ

\* 第1,第3火曜日午前11時~例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」

には私も考えておりません。あたかも私が考えて名古屋城総合事務所が石垣部会と同じような考えであると表明したから、評価したということだと理解せざるを得ません。」と述べました。

結局、西野所長は石垣部会と瀬口座長に二枚舌を使っていると思えません。発言の当事者である河村市長に、いったい瀬口座長に何と発言したのか、確認したいです。特に、「市長が瀬口座長に発言の撤回を求めた」と信じている石垣部会はどう対応するか、注目したいです。

## 「木造化予算に対する市民意見」市は完全無視

名古屋市は、平成30年度予算要求内容の公開に対し、市民から意見を募集した結果がホームページで公開されました

市民意見募集のときには木材に関するお金の合計95億円は公開されていませんでした。それでも実施設計、史跡内仮設工事、監理設計等支援業務委託等として10億4100万円+7億400万円を提案しようとしたことに対し、市民からは多くの反対の声が集まりました。

しかし、一方的に市の考え方を述べるだけで、まともには回答しませんでした。

## 「エレベーター設置するなら寄付返せ」「設置しないなら寄付返せ」双方の声

18/2/27に名古屋市経済水道委員会が開催されました。名古屋城天守閣木造化への寄付に関し、森ともお議員(民主)は「木造化だが、史実に忠実だということで、エレベーターがないものができるとして寄付をした人もいれば、エレベーターがつくかもしれないということで、寄付をした人

もいる。自分の思いとは違った方向にことが進んでいくことも重々あり得るが、今後どう考えるのか」という質問を行いました。

名古屋市は「史実に忠実だとして寄附を集めている。誤解のないように丁寧な説明に努めていく。現時点では返還することを方針として考えていない。としました。

西川ひさし議員(自民)は、「市長が、『エレベーターも考えている』という発言があったが、『城というものは要塞で展望台ではない』と言うべきだった。エレベーターがつけられるわけがない。いい加減な発言をしないように」と述べました。

江上博之議員(共産)は「文化庁と、適用除外についてやりとりをしたのか」と聞いたところ、市は「現在といたしましてはまだそのエレベーターの設置の有無について文化庁と協議はしておりません。」と述べました。

ほとんど議論になりませんが、現在の名古屋市の試算であれば、名古屋市は建築費用505億円のほかに、利子が100億円、運営管理費が276億円、修繕費が30億円と、今後50年間に約911億円かかる試算をしています。http://nagoya.ombudsman.jp/castle/160422.pdf

仮に木造天守閣のための寄附が100億円集まったとしても、その全額が利子の支払いに消える予定です。

## 河村市長「まったく本物でないならやめたほうがよい」

河村市長は18/2/27記者会見で、「もし名古屋城がまったく本物でないならやめたほうがよい」とまですべて言っています。
https://youtu.be/FckPdczjOGU?t=41m38s

## 基本設計＋その他業務委託　2月末完了せず3月末に延期

18/3/1に名古屋市経済水道委

員会が開催されました。

委員会の裏で、名古屋市民オンブズマンは名古屋城総合事務所整備室に「名古屋城天守閣整備事業基本設計その他業務委託」について問合せしていました。
・業務完了届・引渡は完了したか(業務委託契約書　31条)→まだ
・委託代金は支払ったか(業務委託契約書32条、36条)　→まだ(1円も支払わず)
・万が一引渡等完了していない場合、契約書は変更されたか(業務委託契約書26条)→2/27に契約書変更した。履行期間を平成30年2月28日から、平成30年3月30日に延長した。その他は変わらず

8億4721万6844円にも及ぶ契約の期日がいつのまにかこっそり変更され、記者会見も無く、市民に全く知らされていませんでした。

## 市「バリアフリー等付加機能は実施設計で確定」繰り返す

18/3/2に名古屋市経済水道委員会が開催されました。

田口一登市議(共産)は、「基本設計はエレベーターのありなしの複数案」になるのかと質問しましたが、渡辺観光文化交流局長は「原則として実施設計は、基本設計から引き続いて行うものであり、今後速やかに実施設計を進め、木造復元の詳細を確定してまいりたいと考えております。したがいまして、バリアフリー等新たに付加する機能につきましては、基本設計において様々な可能性について検討してまいりましたので、それを踏まえ、バリアフリーの基本方針を決定するとともに、実施設計を進めながら詳細を確定してまいりたいと考えております」と述べるだけで、明確に回答しませんでした。

「バリアフリー等付加機能は実施設計で確定」について、実施設計でやると言うのでは、国交省告示15号、建築士法違反です。http://www.mlit.go.jp/common/000048579.pdf

## エレベーター設置方針決定は5月に延期

18/3/8に名古屋議会市経済水道委員会が開催されました。名古屋市は当初、2018年3月中旬にエレベーターを設置するかどうかについて決めるとしていましたが、名古屋城の西野所長は「現時点では年度内に方針を決定するの非常に難しいと考えている。遅くとも5月中には決定する必要がある」としました。2022年12月に木造天守閣を完成させる予定でしたが、大幅に遅れる可能性がますます高まりました。「バリアフリーに配慮すること」は2015年12月の技術提案・交渉方式による公募型プロポーザルで名古屋市がゼネコンに注文していることです。http://www.nagoyajo.city.nagoya.jp/17\_topics/271202/dwl/koubo\_03.pdf

・エレベーター設置をしない場合、公募型プロポーザル違反になるため、再度設置しない場合として公募し直しが筋ではないか
・エレベーター設置した場合、文化庁が復元許可を出すか不明
寄附をした人が「こんなはずじゃなかった」と言ってますがきちんと名古屋市の仕様をみたのでしょうか。市民にきちんと説明もせずに寄付を募ってしまった名古屋市、河村市長の責任は重大です。

## 市想定より少ない来場者見込み公表

18/3/12に名古屋議会市経済水道委員会が開催されました。今回、「名古屋城天守閣木造復元に向けた調査結果の概要」が示されました。いずれも、リニア開業で来場者が増大するとしています。

西川ひさし市議(自民・昭和区)は、「現在、約230万人の名古屋市人口が、50年後には180万人ぐらいに減るにもかかわらず、毎年346万人ぐらい維持できるのはなぜか。不思議でたまらない。」としました。

西川市議はまた「単純計算で最大1日7万人ぐらいが入る計算になる。これまで最大で桜の時期

に35000人入ったが、芋を洗うようだったと思う。7万人なんて名古屋城のどこにそんなに人が入れるのか。」としました。

名古屋市は、「姫路城の例を参考にすると、名古屋城木造天守閣でも2万人から2万5000人をめどに入城制限しながら運営していくことになるのではないか」と答弁しました。また、西川市議は「上記試算はエレベーターをつけたときの想定かどうか」と聞き、市は「エレベーターをつけず、階段を上る前提での試算だ」としました。今回、コンサルタント会社が示した数字の根拠がわからないためなんとも言えませんが、過去、公共事業の需要予測の多くは外れてきました。

## 木材予算95億円は全体の3分の1

18/3/14に名古屋議会市経済水道委員会が開催されました。江上市議(共産)が「今回提案されている木材予算、新年度22億円余、債務負担行為が73億円余、合計が95億円余は木材総額か」と質問があり、市は「柱・梁・土台部分のみで2036立方メートル。全体で4500立方メートルで3分の1程度を要求している」としました。また、福田市議(公明)が「天守閣に登れない人が出てくるのか」と質問し、「名古屋城では2万-25000人で入城制限をかける予定。最大1日7万人来場する試算をしているので、そういったことも考えられる」としました。結局、基本設計でどこまで決めるのか。誰がスプリンクラーなどの有無を決めるのか。いつ決めるのかなどがまったく明らかになっていません。

## 絵にも描けない予算115.1億円可決

18/3/16に名古屋市議会経済水道委員会が開会されました。結局、共産党を除く賛成多数で可決されました。実施設計予算が市議会でも可決されても、基本設計が完了しなければ実施設計に移れません。

各種法令を守りながら、現代建築史上前代未聞の6階建て木造建築は出来るのか？

どのような姿になるのか？だれもわかりませんし、だれがどこでいつ決めるのかもわかりません。

## 天守閣部会にスケジュール示せず

18/3/28、名古屋市は特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(第9回)を開催しました。

大きく分けて2点ありました。
1)エレベーター設置について
2)基本計画の策定について

1)エレベーター設置について、市は途中経過として3案を提案しました。
a)竹中当初提案(4人乗り)(内部)4階まで　大梁を切る　一般的な車椅子・電動車椅子の対応はできない
b)11人乗り(内部)4階まで　柱や大梁を切る
c)11人乗り(外部)1階まで　外壁に史実のない開口部を設置し、史実との乖離が生じる

有識者の川地正数・川地建築設計室主宰は「個人的見解だが、史実に忠実とすれば、b)c)はどうかと思う。a)は可能性はあるが、車椅子が乗らなければ意味が無い。地震・火事時、いかに地下1階まで避難するか検討しないとまずい。通常は車椅子が乗る形で影響がないようにご検討いただければ」と発言しました。

しかし「史実に忠実」「バリアフリー」を完全に満たす方法が現時点でないなかで、「ご検討」と言われてもよいアイデアがあるはずありません。

2)基本計画の策定について　ですが、名古屋市は名古屋城の木造天守閣「復元」に際し、文化庁に対して現状変更許可申請を行う必要があり、2018年7月に文化庁に提出する計画を立てています。

しかし、17/12/25に名古屋市議会経済水道委員会に示したスケジュールでは、2018年3月には基本計画(天守台石垣除く)を完成させる予定でしたが、天守台石



垣だけでなく、「構造計画、防災計画、ユニバーサルデザイン、仮設計画、活用、維持管理、地盤調査」について終わっていないことを認めました。

小野徹郎・名古屋工業大学名誉教授は、「天守台の地質調査をちゃんと進まないと、主架構にいかない。」と述べたところ、名古屋城総合事務所の渡辺主幹は「まだ見通しは立っていない」と認めました。

座長の瀬口哲夫・名古屋市立大学名誉教授は「見通しが立っていないということは、工程は見通しがたたないということか」、小野名誉教授も全体の計画は変更を検討していると言うことか」と質問したところ、渡辺主幹は「そういったことです。」と認めました。

古阪客員教授は「前回、全体のスケジュールがわかる資料を出して欲しいと要望した。現在予定通りなのか、っていないのか。現在説明できないのであれば、4月時点でどうなっているのか。一番重要だ」と述べました。

瀬口座長も「今日、スケジュール資料を出して欲しいとお願いしたが、出せていないというのは調整できていないということですね？」と述べました。渡辺主幹は「調整できるところを調整して、情報提供に努力する」と述べるにとどまりました。

## 穴蔵調査 現状変更許可取っていないことを市が認める

18/3/30 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議(第26回)が開催されました。

バリアフリー対策について報告があり、エレベーター設置について、設置するかどうか、設置する場合3案を検討中であるとしました。

名古屋城総合事務所は「どこまでが『史実に忠実か』定義が難しい。文化庁にも明確な基準がない」と認めました。

構成員の赤羽一郎・愛知淑徳大学非常勤講師は「竹中工務店と契約した基本設計＋石垣調査委託は本日18/3/30までが期限だが、市に提示されたか」と質問

し、名古屋市は「竹中工務店から資料を受け取り、本日完了検査を行う予定」と答えました。

市は基本設計が終わったとしていますが、エレベーター設置について決まっていないのに、基本設計を終わらせる、というのが理解できません。

名古屋市は、木造復元明記の保存活用計画を示しました。

赤羽講師は「城郭築城時にバリアフリー思想は無く、不特定多数の登城を想定していなかった。『史実に忠実』を柔軟性を考えてはどうか。木造天守ではバリアフリーは不可能といわざるを得ない。現天守を改修することで解決する。ないものねだりだ」と述べました。

それに対しては他の有識者も市もなにも返事をしませんでした。なお、全体整備検討会議 終了後の囲み取材で、西野所長は「意見としては受け止めた。概ね了承された。保存活用計画を文化庁に報告して策定に向けて進める」としました。

囲み取材の中で、記者は「文化庁にいつ提出するのか」と質問したところ、岩本整備室長は「提出ではないです。見せて示す。提出というものではない。そういうものは申請とかいう」と述べました。しかし文化庁は、保存活用計画について、準法律行為的行政行為の「確認」として通知を出しています。

赤羽構成員は「18/3/28に天守閣部会で『ケーソン基礎のボーリングを行う』よう要望したようだが、なんのためのケーソン基礎ボーリングなのか。どのようにするのか。史跡部分の破壊の可能性はあるのか」と聞きました。

名古屋市は「内部のコアをボーリングし、ケーソン下部を調査したい。天守閣部会は、現天守閣の安全性を確認するためにも提案した」と述べました。

赤羽構成員は、「18/5/7に現天守閣をクローズすると報道されているが、なんのためにクローズするのか」と名古屋市に尋ねました。

西野所長は「耐震調査したら危ないから。また、穴蔵調査をするため」と答えましたが、赤羽構成員は「穴蔵調査とはどういう調査をするのか。また、文化庁に現状変更許可申請が必要な調査にあたるのでは」と質問したところ、西野所長は「あくまでも耐震性が低い

ため入城禁止にする。穴蔵調査の具体的なものは決まっていないし、文化庁の現状変更許可を得ているわけでもない」と述べました。

## 市と瀬口座長とのやりとり 全面非公開

18/2/14に開催された特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議天守閣部会(第8回)で、瀬口哲夫・天守閣部会の座長が「名古屋市の担当者が私のところですね、私の発言の撤回と謝罪を求めて行きたいと、面会をしたい」「しかし、メールではそのように書いておりません。謝罪と撤回を求めると書いております。」とした件で、メールのやり取りを名古屋市民オンブズマンは情報公開請求しました。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180403.pdf

しかし、メールの内容については全面不開示でした。「メールの内容については、公にすることにより特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議等の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(名古屋市情報公開条例第7条第1項第5号)

## 県福祉有識者委員会が要望書提出

名古屋城天守閣木造復元をめぐり、名古屋市は5月までに方針を定めるとしている件で、18/4/10、愛知県の福祉有識者委員会「人にやさしい街づくり推進委員会」が名古屋城復元に関して要望書を提出しました。

この要望書は委員全員一致とのこと。

鈴木健一委員長:具体的に求めていることは、新しくなる名古屋城について、登れない人が出てくるということになればまずいと思いますので、ぜひとも、大事な歴史を学ぶ学習施設、公共施設だと思しますので、名古屋市には仕組みを考えていただきたい。

辻直也委員:少なくとも現状より悪くなってほしくない。一部の人
が排除されないようにしてほしい。

エレベーター設置は障害者だけの問題ではない。高齢者、ベビ

ーカーなども。

ここは公園ですから、全ての人が安心して安全に登れることが最優先されるべき。その次にデザインなど。ここは公共の建物だ。

その場には愛知県住宅局住宅計画課の担当者2人も来ておりました。「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、名古屋城にも適用されるのかと確認したところ「適用される」と明言しました。

## 知事も「バリアフリーを望む」

18/4/16日本経済新聞によれば、愛知県知事は18/4/16定例記者会見で、名古屋城のバリアフリー対策について、「障害者や高齢者の意見を聞き、よりよい案を作ってほしい」と発言したとのこと。https://www.nikkei.com/article/DGXMZO29463170X10C18A4CN8000/

「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」は、愛知県知事に権限を持たせています。

## バリアフリー庁内会議 議題すら非公開

名古屋市民オンブズマンは、堀場副市長を議長とした『『名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議』の配付資料ならびに議論の内容がわかるもの』を情報公開請求しました。

しかし、議論の内容がわかるものについては、「現時点で行政文書を作成または取得しておらず、不在のため非公開」となりました。

配付資料については、18/2/28に行われた第2回検討会議については、公開されました。

しかしながら、3/29に開催された第3回については、「議題」すら非公開で、配付資料の中身は全て非公開となりました。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180413-3.pdf

庁内会議の議題や配付資料の中身が非公開というのは前代未聞です。

名古屋市は「庁内会議の公表に関する指針」に基づき第2回検討会議については翌日3月1日に

概要が作成され、すでに公開されています。しかしながら、第三回については、3週間近く経った現在でも、いまだに公開されておりません。

## 「建築基準法適用除外」「消防法 総務大臣認定による緩和」「市消防長同意」不存在

名古屋市民オンブズマンは、18/4/2に名古屋城木造化に関して15項目情報公開請求しました。うち、「基本設計その他業務委託」成果物と、「木造復元に向けた調査業務委託」成果物は18/5/16まで延長になりました。また「建築基準法の適用除外」関係の資料はすべて不存在でした。木造6階建ては現状では違法建築ですが、「建築基準法第3条第1項第4号に基づき適用除外」と名古屋市建築審査会が同意をすれば、建築基準法が適用除外になります。

さらに、名古屋市は「名古屋城天守閣整備事業にかかる技術提案・交渉方式(設計交渉・施工タイプ)による公募型プロポーザル業務要求水準書平成27年12月」で・消防設備等については、消防法第17条第3項に基づく総務大臣の認定等により緩和を受けること。・火災予防条例については、条例に適合していると認められるような代替案を検討し、名古屋市消防長の同意を得ること。としていましたが、いずれも完了していなかったことがわかりました。

エレベーター設置についても、2018年5月までに方針を定めると名古屋市はしており、基本設計が完了しないのではないかとという疑問があります。

竹中工務店は成果物の対価として8億4693万6000円の請求書を18/3/30に名古屋市に提出しています。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/180413-5.pdf

しかし、現時点では名古屋市は

竹中工務店に支払っていません。

## 5/7に天守閣閉鎖も、穴蔵石垣調査めどたたず

名古屋市は、ゴールデンウィーク明けの18/5/7以降、名古屋城天守閣を閉鎖する方針です。

名古屋市も認めたように、「耐震検査をしたら危険だと判明したため閉鎖する。穴蔵調査をする予定だが、どのような調査をするのか詳細は決まっていないし、文化庁の現状変更許可もとっていない」とのこと。

一方、市民には「木造天守閣復元のため閉鎖する」としか宣伝していません。

現在、特に中国人観光客を中心として名古屋城来場者が増えています。3月29日には金シャチ横丁がオープンし、連日賑わっています。6月8日には本丸御殿が完成しますが、そのときには現在の名古屋城天守閣には登ることはできません。

## 期限を見直し、耐震化を含め十分な議論を

これまで名古屋市は市長の「業務命令」のもと、市民・市議・石垣部会・天守閣部会・文化庁・竹中工務店にすべて違った説明をしており、全体のスケジュールすら示せない状況です。

名古屋城の憲法とも言える「保存活用計画」も文化庁が「確認」するのかどうかも不明です。

どこまでずさんな計画は見たことがありません。これらも2022年12月までに名古屋城を木造化しようという河村たかし名古屋市長の無茶な計画のためです。

期限を改めて設定し直し、耐震改修を含めて十分議論してから決めても遅くはないのではないのでしょうか。

西野輝一

差出人: [Redacted]  
送信日時: 2018年1月22日月曜日 21:16  
宛先: [Redacted]  
件名: [Redacted]

[Redacted]

西野輝一様

[Redacted]

瀬口 哲夫

watanabe tatsuya

差出人: 西野輝一 [Redacted]  
送信日時: 2018年1月26日金曜日 17:02  
宛先: [Redacted]  
件名: [Redacted]

分類項目: 分類項目 赤

瀬口哲夫 様

[Redacted]

名古屋城総合事務所  
所長 西野輝一  
Tel 052-231-2486  
Fax 052-201-3646

名古屋城木造復元天守バリアフリー対策検討会議  
【第3回】

平成30年 3月29日(木)  
堀場副市長応接室

議題

1 議長あいさつ

2 [Redacted]

3 [Redacted]

4 [Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]

[Redacted]



# 一宮市長 印の重要性強調するも、市職員、公印使用規則違反

一宮市長は、平成28年2月8日、市民ポスト回答で、「地域づくり協議会は、精算書等に監事の印があれば領収書の添付は要らない。その理由は役員を信用していることと、日本人は印を押すことが、場合によっては重大な結果を招くことを理解していたと認識しているため」との説明でした。しかし市長印は杜撰な管理、使いたい放題の状態の下記使用例があります。

## 施行後10か月以上後に公印使用許可

社会福祉協議会(以下社協という)に対する、行政財産目的外使用についての許可書の決裁日・施行日が平成25年4月1日。市長印使用承認日は平成26年1月17日。公印使用承認者は、非正規社員。

## 間違い修正再発行に承認 決裁無く、再度間違いあり

平成30年2月9日行政文書公開請求を(以下公開請求という)行った。回答期限の2月23日を過ぎても回答なし。2月28日問い合わせに、部長の承認が取れてないとの返事。①3月5日受け取った通知書の日付が平成30年2月23日。間違い指摘に対し10分間足らずで②30年3月1日付通知書が作成され受領した。市長印が、捺印されていた。修正再発行の承認・決裁無。③間違いの最初受領分は、部長1名を含む16名承認後福祉部長が決済。施行日・公印使用承認日は3月2日、訂正分も間違い。

## 電子計算機公印打出 許可書保存期間 2年前に自動破棄

電子計算機に記録した当該公印の打ち出しに当たっては、公印管守者の承認が必要とのことですが、電子記録は保存期間前に自動的に破棄されたとのことで承認の記録はないとのことです。



# 一宮市「市社協に許可無く格安駐車場貸付」住民監査請求第2報

2018年2月6日第193号記載の掲題に対する、一宮市監査請求について(通知)が平成30年3月22日付でありました。

事務手続きに瑕疵があり不明瞭、しかし貸出しは正当行為で棄却と監査委員は、結論付けた。理由は①貸し出すことは正当な行為で市に損害は発生していない。②遡及して行政財産の目的外使用に係る使用許可書交付しており、本件を行政財産の目的使用許可処分

## 12年間行政財産の目的外使用に係る無許可での使用を

であるとする市の意思は認められる。③社協から使用料免除の申請がされれば、認められない場合は考えられない。

## 市は容認

市は、尾西庁舎駐車場を平成16年3月以来社協が無許可で、無償での使用を容認。平成28年6月27日行政文書公開請求に対して、急遽28年7月1日、28年4月1日に遡及して許可。その後も当方要求に合わせ、平成30年1月10日、平成22年4月1日から28年3月31日までを遡及して許可。

監査委員は、市が許可を遡及して行ったことについて、何の根拠も提示することなく、事務の見直しをしたためとの説明を認めた。何故28年7月1日に、22年4月1日まで遡及しなかったかも、何故16年3月まで遡及していないのかも触れず。

## 監査委員 遡及許可を容認 使用料免除は全て認める

監査委員は、社協は公共的団体であるから、社協からの免除申請はすべて認められるとして無償とすること自体正当な行為としていますが、社協は平成14年度以降市との要領に記載されており、約束資料の提出は行わず。平成29年1月11日から30年2月9日間で合計6回の行政文書公開で、市に対し、提出資料の確認をしていますが、提出されておりません。

決算書も平成14年度以降すべて間違いがある等、問題は多く、公共的団体と認められる状況でないと思いますが、市は放置したままでは是正措置を講じておりません。その上、平成17年度決算では基金に542百万円、運営積立金74百万円、次期繰越活動収支差額453百万円、合計1,069百万円。平成28年度決算では各々645百万円・626百万円・219百万円、合計1,490百万円が計上されております。

尚、資料等に基づき、経緯を詳しく公開陳述したが、瑕疵があり不明瞭との言葉で片付け、今回も闇の中での付度による判断であった。市は陳述を行わず、市・社協からの提出資料、市、社協からの事情聴取、監査委員の審議・協議の内容は、情報公開請求するもすべて①意思決定の過程における審議等に関する情報であって、公開することにより、将来の

同種の住民監査請求の監査事務の円滑な実施を困難にする恐れがある。②市の事務・事業に関する情報であって、公開することにより、市又は国等の事務・事業の公正かつ円滑な執行に支障が生ずる恐れがある。との理由で、すべて黒塗りで、公開されないため、真実が明らかにされているかどうか不明。

## 監査委員・監査事務局は十分機能せず

もともと監査委員とは住民に代わって、地方公共団体の行財政を監督する権限を持つ、市長から独立した組織で、決算審査・出納検査・財政支援団体に関する監査・行政監査・定期監査・随時監査を行い、市の財務事務の執行、経営に係る事業の管理を行うほか、行政事務一般についても監査を行い、法令等に従い適正かつ正確に行われているかを着目しながら監査を行っており、住民監査請求が、頻繁に起こらなくてもよい状態であるべきと思います。

28年度の福祉部福祉課の生活資金貸付事業での貸付金未回収の問題・今回の尾西事務所の尾西庁舎駐車場の問題等10年以上規則違反をしている問題が住民監査請求され厳しい意見を付けざるを得なかったことを監査事務局職員も含め深く反省してほしいと思います。

## H28.29年度住民監査請求件数 一宮

## 市10件 近隣7市は2件のみ

稲沢、岩倉、江南、津島、犬山、あま、愛西市の7市合計で稲沢市と愛西市に1件あっただけです。一宮市の多い、原因究明が必要です。

## 市長 要綱違反等の事実がないから調査できないと回答

平成28年6月14日、市民ポストで「職員措置請求は金額の損失に関する事、原則1年以内であるとのことですが、要綱違反等による、過去の損失及び規則違反等はどこに依頼すればよいか」との質問に対し市長は、平成28年6月29日「28一宮福発第912号」回答で要綱違反等の事実がありませんので調査できませんとの回答でした。

しかし10年以上違反が続いており、その他にも規則違反・虚偽の報告等を絶たない状況ですが、幹部会議の報告(概要)等にも記載はなく独自調査等は行われている様子はなく、市の改善の意欲は感じられません。(一宮市T. O)



添付文書管理票番号： 3049

保存期間	5年	決裁区分	課長
收受日	平成22年 2月 9日	分類	(004)財務-(011)財産管理-(000)庶務
起案日	平成22年 3月 8日	文書番号	21一宮尾総指令第6号
決裁日		起案者	尾西事務所総務管理課 主任 北島 亨一 (電話番号： )
施行日			
処理期限			
発信元文書の日付	平成22年 2月 9日		
公印	要	公開区分	一部公開
非公開理由	行政運営情報		
あて先	一宮市社会福祉協議会		
件名	行政財産目的外使用許可申請書(社会福祉協議会)について		
公開件名			
確認欄	決裁者承認者承認者	尾西事務所総務管理課 尾西事務所総務管理課 尾西事務所総務管理課 管財課	課長 佐藤 賢治 副主監 仙石 充 主査 伊藤 升二
	添付文書名	媒体種別	
添付文書	行政財産目的外使用許可申請書(社会福祉協議会)について 目的外許可書		紙 電子

保存期間	5年	決裁区分	課長
收受日	平成25年 4月 1日	分類	004-011-000
起案日	平成25年 4月 1日	文書番号	25一宮尾総指令第6号
決裁日	平成25年 4月 1日	起案者	尾西事務所総務管理課 主査 北島 亨一 (電話番号： )
施行日	平成25年 4月 1日		
処理期限			
発信元文書の日付	平成25年 4月 1日		
公印	要	公開区分	一部公開
非公開理由	行政運営情報		
あて先	一宮市社会福祉協議会		
件名	行政財産目的外使用について(社会福祉協議会)		
公開件名			
決裁・合議	決裁者承認者承認者	尾西事務所総務管理課 尾西事務所総務管理課 尾西事務所総務管理課	課長 鈴木 博也 副主監 伊藤 升二 主査 中村 誠二郎
	公印使用承認	市長印	尾西事務所総務管理課 承認済み 伊藤 恵美子 平成26年 1月17日
<p>伺い文 このことについて、行政財産目的外使用許可申請書の提出がありましたので、地方自治法第238条の4第7項及び一宮市公有財産管理規則第20条第1項第1号の規定により許可し、行政財産の目的外使用に係る使用料条例第5条第1項第1号に基づき無償とするが、ヘルパーステーションの部分(86㎡)については、市受託事業のほか、介護保険事業による収益を受ける訪問介護事業を行っているため、使用料の2分の1を免除し使用料を徴収してよろしいか。</p> <p>記 1. 申請者 一宮市社会福祉協議会</p>			



行政文書非公開決定通知書

29一宮福祉第5304号 ← 最初に受取分  
平成30年2月23日

様

一宮市長 中野 正康



平成30年2月9日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・生活資金事務取扱要領6条、8条の社協からの提出資料すべて
請求書受理年月日	平成30年2月9日
公開しないこととした理由	■公開請求に係る行政文書を保有していないため。 □一宮市情報公開条例第7条第1項第 号に該当するため。

29一宮福祉第5304号 ← 訂正後受取分  
平成30年3月1日

様

一宮市長 中野 正康



平成30年2月9日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・生活資金事務取扱要領6条、8条の社協からの提出資料すべて
請求書受理年月日	平成30年2月9日
	■公開請求に係る行政文書を保有していないため。

29一宮福祉第5648号  
平成30年3月22日

様

一宮市長 中野 正康



平成30年3月6日付けで公開の請求のありました行政文書については、次のとおり公開しないこととしたので、一宮市情報公開条例第10条第2項の規定により通知します。

行政文書の件名	・受取日が違っていたため再発行を受けたときの承認、決裁等がわかる資料 (29一宮福祉第5304号)
請求書受理年月日	平成30年3月6日

保存期間	5年	決裁区分	部長
收受日		分類	006-014-000
起案日	平成30年 2月23日	文書番号	29一宮福祉第5304号
決裁日	平成30年 3月 1日	起案者	福祉課 課長補佐 岩田 直仁 (電話番号: 1503)
施行日	平成30年 3月 2日		
処理期限			
発信元文書の日付		公印	要
公開区分	一部公開	非公開理由	個人情報
あて先	請求者	件名	行政文書公開請求に対する決定について (2018.2.9) ② (伺い)
公開件名	行政文書公開請求に対する決定について (伺い)	承認者	総務部 部長 和家 淳 承認済み
		承認者	総務部 次長 竹内 和彦 承認済み
		承認者	総務部 次長 小川 秀樹 承認済み
		承認者	総務部 次長 大宮 恒紀 承認済み
		承認者	行政課 課長 平松 幹啓 承認済み
		承認者	行政課 課長 上田 聡 承認済み
		承認者	行政課 課長補佐 船橋 敬子 承認済み
		承認者	行政課 主査 小関 雅司 承認済み
		承認者	行政課 主事 江端 祐也 承認済み
		承認者	行政課 主事 (所屬) 眞野 克彦 設定済み
		承認者	福祉部 部長 石原 秀季 決裁済み
		承認者	福祉部 次長 橋本 宜季 承認済み
		承認者	福祉課 課長 魚住 亮宏 承認済み
		承認者	福祉課 専任課長 高山 展江 承認済み
		承認者	福祉課 主査 水谷 修子 承認済み
		承認者	福祉課 主任 森 祥平 承認済み
		承認者	福祉課 主事 求野 正樹 承認済み
公印使用承認	市長印 行政課 承認済み 滝野 尚 平成30年 3月 2日	決裁・合議	
伺い文			
件名のことについて、添付文書1のとおり行政文書公開請求 (平成30年2月9日受理) がありましたが、一宮市情報公開条例に照らし検討した結果、非公開とする旨を決定し、同条例第10条の規定に基づき、添付文書2のとおり請求者宛通知してよろしいか。			
記			
1. 特定文書 該当する文書が存在しないため。			
2. 決定通知書 添付文書2のとおり			